公益社団法人日本水道協会入会及び退会規程

平成24年10月17日第81回総会制定

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本水道協会定款(以下「定款」という。)第10条第 2項の規定に基づき、本協会の会員の入会及び退会に関して必要な事項を定めることを 目的とする。

(入会手続)

- 第2条 本協会に正会員・特別会員または賛助会員として入会しようとする法人・団体または個人に対しては、別表1に掲げる事項を主たる内容とする入会申込書の提出を求めることとする。
- 2 前項の入会申込に対しては、次の基準により理事会において入会の可否を決定し、 これを申込者に通知する。
 - (1) 個人にあっては、現在、成年被後見人または被保佐人でない者であること。
 - (2) 過去に本協会を除名された法人・団体または個人は、除名後2年以上経過していること。
 - (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第6条の規定に準じ、会員としてふさわしくないと認められる法人・団体または個人ではないこと。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取り扱い)

- 第3条 会員は、会員の種別毎に別表2に掲げる事項を主たる内容とする会員台帳を提出し、本協会の管理する会員名簿に登録する。
- 2 前項の会員台帳の記載事項に変更があった場合は、当該会員は変更を届け出る。
- 3 会員名簿に登録された特別会員及び名誉会員に関する情報は、その公開の可否及び 公開の範囲について、本人の意向を尊重し、慎重に取り扱う。

(入会金及び会費)

第4条 入会金及び会費の金額は、定款第11条第1項により社員総会の議を経て別に定める公益社団法人日本水道協会会費規程による。

_

(退 会)

第5条 会員が退会しようとするときには、退会届を理事長に提出しなければならない。 (補 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

付 則

この規程は、公益社団法人日本水道協会の設立の登記の日から施行する。

別表1

		V
正会員	(1)	法人または団体名
	(2)	郵便番号・所在地・電話番号・FAX番号
	(3)	代表者職氏名
	(4)	担当部課名
特別会員	(1)	氏名
	(2)	自宅登録と勤務先登録の選択
	(3)	郵便番号・所在地・電話番号・FAX番号
	(4)	勤務先名
	(5)	書類等送付先の名称・郵便番号・所在地・電話番号・FAX番号
	(6)	公開情報許可項目の選択
賛助会員	(1)	法人名または団体名
	(2)	郵便番号・所在地・電話番号・FAX番号
	(3)	代表者職氏名
	(4)	担当部課名
	(5)	書類等送付先の名称・郵便番号・所在地・電話番号・FAX番号

別表 2

正会員	(1)	地方支部名・都府県支部名
	(2)	法人または団体名
	(3)	代表者職氏名・事業管理者職氏名・水道主管局責任者職氏名
	(4)	郵便番号・所在地・電話番号・FAX番号・メールアドレス
	(5)	事業種別・経営主体種別
	(6)	創設水道認可年月・供用開始年月
	(7)	前々年度行政区域内人口・給水人口
	(8)	前々年度年間有収水量・年間分水水量・年間用水供給水量
	(9)	記入担当者職氏名・電話番号・FAX番号
特別会員	(1)	氏名・生年月日
	(2)	自宅登録と勤務先登録の選択
	(3)	勤務先名
	(4)	自宅と勤務先の郵便番号・所在地・電話番号・FAX番号
	(5)	職歴
賛助会員	(1)	法人名または団体名
	(2)	郵便番号・所在地・電話番号・FAX番号
	(3)	代表者職氏名
	(4)	資本金・設立年月日・営業品目
	(5)	本社・支社・営業所等所在地
	(6)	担当部課名・担当者氏名